

財政援助団体等監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、出資団体及び公の施設の指定管理者の出納及び出納に関連する事務を対象として監査を実施した。

〔出資団体〕

日 程	種目	対象団体名 (所管課)	出資現在高	出資割合	実施場所
令和7年12月22日から 令和8年3月27日まで	出捐金	職業訓練法人 青森情報処理 開発財団 (経済部 創 業・人づくり推 進課)	20,000,000円	40.0%	・あおもりコンピュータ・ カレッジ ・監査委員室

〔公の施設の指定管理者〕

日 程	種目	対象団体名 (所管課)	指定管理している 施設名	管理に関する経費 指定管理料	実施場所
令和7年12月19日から 令和8年2月13日まで	公の 施設 の指 定管 理者	オカモト・ 角弘・青森 放送・東洋 建物共同企 業体 (経済部 地域スポー ツ課)	青森市民体育館、青森 市民室内プール、青森 市屋内グラウンド、青 森市営野球場、青森市 営庭球場、青森市スポ ーツ会館、青森市スポ ーツ広場 ※青森市 民体育館の管理業務 は令和6年6月30 日まで実施。	259,762,505円	・青森市民 室内プール ・監査委員室

第4 監査の着眼点

〔出資団体〕

- 1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか
- 2 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- 3 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- 4 経営成績及び財政状態は良好か
- 5 経理・庶務事務は適正に行われているか
- 6 会計経理及び財産管理は適切か
また、活用されていない財産等はないか
- 7 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か

〔公の施設の指定管理者〕

- 1 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか
- 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- 3 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか
- 4 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか
- 5 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か
- 6 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか
- 7 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

- 1 職業訓練法人青森情報処理開発財団
上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的

に沿って行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

指名競争入札通知書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

2 オカモト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。